

質問に対する回答書
件名) 東関東自動車道 潮来工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	拡大型指名競争入札の公表 7-2その他 (9) 余裕期間制度	「余裕期間内に設定した着工日前までの期間は、主任技術者または監理技術者を設置することを要しない。」との記載がありますが、落札後、余裕期間内に設定した着工日までの期間は、配置予定技術者のコリンズ登録は不要と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	工事着工日までの期間については、配置予定技術者のコリンズ登録は不要です。